

令和6年度富山県会計年度任用職員(短期)

(業務補助員)の募集について

富山県立雄峰高等学校では、業務補助員(短期)を募集しています。
応募要領は次のとおりです。

1 求人事業所名

事業所名 富山県総合教育センター(富山県立雄峰高等学校)
所在地 〒930-0866 富山市高田525(富山市神通町二丁目12番20号)
就業場所 〒933-0009 富山市神通町二丁目12番20号 富山県立雄峰高等学校
富山駅南口 神通本町交差点方面へ 徒歩10分
転勤の可能性 なし

2 仕事の内容等

職名 業務補助員
仕事の内容 ①窓口、電話対応
②感染症対策の消毒作業
③文書・郵便物の受付・配布・整理業務
④ワード・エクセルを使用した文書や表の作成
⑤室内の軽易な環境整備業務
⑥その他、校長が指示する業務

雇用形態 パート労働者

雇用期間

・雇用期間の定め あり(令和6年8月30日(金)～令和6年10月4日(金))
・契約更新の可能性 なし

学歴 不問

必要な経験等 不問

必要な免許・資格 不問

年齢 不問

3 労働条件等

時間額 1,026円

報酬(税込み)

報酬締切日 毎月末日

報酬支払日 毎月15日(翌月払)

通勤手当(費用弁償) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給

マイカー通勤 可

昇給 なし

賞与 なし ※任用が6か月以上であり、かつ、週あたりの勤務時間が15.5時間以上の場合に支給。

加入保険等 雇用 労災

退職金制度 なし

就業時間

月曜日から金曜日 1日あたり5時間勤務

週あたり25時間の勤務で、時間外勤務なし。

※就業時間については、週当たりの勤務時間数の範囲内であれば調整可。

休日等

休日 土日祝・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

週休二日制 毎週

年次有給休暇 6か月間継続勤務して、所定労働日の8割以上勤務した場合
10日付与

求人条件特記事項

次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行をうけることがなくなるまでの者

イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 会社の情報

従業員数

企業全体 95人 就業場所 95人（うち女性 40人）（うちパート 4人）

創業 昭和12年

事業内容 高等学校（昼間・夜間定時制、通信制、専攻科）

会社の特長 高等学校

定年制 なし（以下、会計年度任用職員として）

勤務延長 なし

再任用 なし

入居可能住宅 なし

育児休業取得実績 なし

介護休業取得実績 なし

看護休暇取得実績 なし

週所定労働日数 5日

就業規則 あり

5 選考等

採用人数 1名

選考方法 学校にて面接

日時 随時（電話にて協議のうえ）

ただし、採用が決まり次第受付を終了します。

応募書類 履歴書（写真貼付）選考後は返却

選考結果 5日以内

通知方法 郵送または電話

試用期間 なし

6 その他

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。